

中能登町定住促進奨励金交付申請書

年 月 日

(申請先) 中能登町長

(申請者) 住 所 中能登町 部 番地
氏 名 (署名)
連絡先 (電話) ー

私は下記により定住するため住宅を取得(中古住宅を購入)し入居したので、中能登町定住促進条例第5条に基づき奨励金の交付を申請します。

記

旧 住 所					
現 住 所	中能登町		部	番地	
住 宅 取 得 年 月 日	<input type="checkbox"/> 新築住宅 <input type="checkbox"/> 中古住宅		年	月	日
家 族 構 成	氏 名	続 柄	生 年 月 日	転入年月日 (転居)	状況確認 ※裏面記入後に選択
		世帯主	M・T・S・H・R ・ .	H・R ・ .	<input type="checkbox"/> 転入者 <input type="checkbox"/> 在住者
			M・T・S・H・R ・ .	H・R ・ .	<input type="checkbox"/> 転入者 <input type="checkbox"/> 在住者
			M・T・S・H・R ・ .	H・R ・ .	<input type="checkbox"/> 転入者 <input type="checkbox"/> 在住者
			M・T・S・H・R ・ .	H・R ・ .	<input type="checkbox"/> 転入者 <input type="checkbox"/> 在住者
			M・T・S・H・R ・ .	H・R ・ .	<input type="checkbox"/> 転入者 <input type="checkbox"/> 在住者
			M・T・S・H・R ・ .	H・R ・ .	<input type="checkbox"/> 転入者 <input type="checkbox"/> 在住者
			M・T・S・H・R ・ .	H・R ・ .	<input type="checkbox"/> 転入者 <input type="checkbox"/> 在住者
同 意 書	中能登町定住促進奨励金申請に関し、税関係等書類の調査をされても異議申し立てはいたしません。 (※申請者本人が自筆で署名してください。) 氏名				
誓 約 書	中能登町定住促進条例第7条に基づき、申請書及び提出書類の内容の虚偽、その他不正の行為により交付を受けたことが明らかになった場合、条件を満たさなくなった場合は速やかに奨励金を返還します。 (※申請者本人が自筆で署名してください。) 氏名				

裏面へ続く

○転入・在住 状況確認

次の設問において申請者の状況についてご回答願います。

《中能登町に住んでいたことがある方》

町外への転出期間が2年以上経過している → 申請書の転入者にチェックする。
※戸籍の附票を添付してください

町外への転出期間が2年以上経過していない → 申請書の在住者にチェックする。

《中能登町に住んでいたことがない方》 申請書の転入者にチェックする。

《出生時から中能登町に在住している方》 下記いずれかに該当しているか

- ・世帯全員の転居や、増築や改修、建替えてではない
- ・賃貸住宅からの転居である

はい → 申請書の在住者にチェックする。

いいえ → 定住促進奨励金の対象外となります。

《上記に該当しない場合》 ※申請書の状況確認チェック欄は未選択でご提出ください。

現在の居住状況について記入してください。

例) 町外から転入後に新築住宅建設中で、完成までの間町内の賃貸住宅等に居住している

--

【必要書類】

- ① 中能登町定住促進奨励金交付申請書
- ② 中能登町移住・転入アンケート
- ③ 住民票（入居者全員のもの）
- ④ 戸籍の附票（ただし、転出者が再転入した場合に、その転出期間が2年を超える場合）
- ⑤ 建物全部事項証明書の写し
（所有権保存登記がされていない場合は、住宅用家屋証明書）
- ⑥ 土地全部事項証明書の写し（所有権保存登記がなされた場合）
- ⑦ 建築基準法に基づく検査済証の写し（新築の場合）
- ⑧ 住宅取得に要した費用を明らかにできる書類の写し
（売買契約、工事請負契約書、領収書、又はこれに準じるものの写し）
- ⑨ 住宅位置図、配置図、建物立面図及び建物間取図等

【要件の定義】

- ・奨励金の年齢及び転入又は在住の要件者は建物名義人とし、共有名義の場合は持分の一番多い者とする。なお、共有名義で持分が同一の場合は優位な条件の者とする。
- ・奨励金の年齢要件の基準日は、住宅取得日とする。住宅取得日とは、建物所有権登記がなされた場合はその登記完了日とし、建物登記がなされない場合は建物の完成引渡し日とする。
- ・子育て応援加算は、新居住宅地へ住所を定めた日において、住民票に記載された義務教育以下の子どもを対象とし、その翌日以後に出生等した子どもは対象とならない。